

受入できない災害廃棄物一覧表①

災害廃棄物の全てが蒲郡市有の一般廃棄物処理施設であるクリーンセンターで受入できるわけではありません

受入できない廃棄物を処分できる産業廃棄物処理業者を探せる愛知県のホームページはこちらです。

あいちの環境

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/gyousya/index.html>

発生経緯を問わず搬入を禁止している品目

自動車やバイクのタイヤ 自動車用バッテリー ピアノ 耐火金庫 消火器 LPガスボンベ FRP(ガラス繊維強化プラスチック)製品 ボウリングの玉 石製の家具 太陽光パネル 太陽熱パネル 電気温水器 シニアカー フロンガス使用製品
ビルトイン(組み込み式)の電気製品・設備・建具 農業用ビニール 石膏
化学薬品(農薬含む) 引火性液体など

特定のルートでのリサイクルが法律で定められているもの

自動車及びその部品、バイク及びその部品、リサイクル家電(テレビ エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・乾燥機)

適切な処理方法についてはクリーンセンターにお問い合わせください。

産業廃棄物

災害によって生じた廃棄物のうち、事業ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2種類があります。そのうち産業廃棄物に該当するものは受入できません。

産業廃棄物は全部で20種類ありますが、特に廃プラスチック製、金属製、ガラス・コンクリート・陶磁器製のものは、事業活動より生じたものである場合は全て産業廃棄物に分類されるのでクリーンセンターには搬入できません。

つまり、店舗や工場、農地などから生じたプラスチック製、金属製、ガラス・コンクリート・陶磁器製のものは全てクリーンセンターには搬入できないものです。

事業ごみの分類と適切な処理方法についてはクリーンセンターにお問い合わせください。

裏面に続き

受入できない災害廃棄物一覧表②

工作物を解体した廃材（建築廃材）・建物に組み込まれていた設備 建物に組み込まれていた建具・がれき類

建築廃材・日曜大工の廃材	〔 建物の構造物【天井 壁 床 柱 屋根 基礎】 雨どい 柵 成型木材 トタン 波板
建物に組み込まれていた設備	
建物に組み込まれていた建具	〔 建物側に埋め込まれていた窓枠・ガラス板 シャッター コンクリートブロック 土 砂利 砂 石 レンガ 瓦 タイル
がれき類	

解体に伴って生じた上記のものやそれを解体した廃材は、量、見た目、材質に関わらず業者に解体や収集運搬をしてもらえば産業廃棄物なので受入できません。民間の産業廃棄物処理業者に処分を依頼してください。

家庭生活より生じた下記の品目で制限量・制限数を超えるもの

建物に組み込まれていなかった建具・たたみ

（ドア 引き戸 雨戸 網戸 ガラス戸【枠付きのもの】 障子 ふすま）たたみ

制限数：建具：1日1回10枚まで たたみ：1日1回20枚まで

※建物側に組み込まれていた窓枠・枠の無いガラス板は受け入れ不可

ガラス・陶磁器類【工作物を解体した廃材（建築廃材）と建具を除く】

（ガラスの置物 皿 せともの 植木鉢 つぼ）

制限量：平日：1日1回350kgまで 日曜日：1日1回10kgまで

※建物に組み込まれていたガラス板やそれを割ったものは受け入れ不可

適切な形状・状態に分別されていないもの

品目ごとに定められた適切な形状・状態に分別されていなければ受け入れできません。燃やすごみ・燃えないごみ（こわすごみ・埋めるごみ）・資源物は30cm角以内、粗大ごみ・大型可燃ごみは1つあたり長さ180cm以内、縦横80cm以内が基本です（一部品目例外あり）

日曜日の災害廃棄物

日曜日は災害廃棄物の受入はしていません。災害廃棄物は平日に持ち込んでください。